

医療機関における感染症等発生時（疑いを含む）の連絡・報告について

新型コロナウイルス感染症については、今般の感染症法上の位置づけ変更後においても、院内感染対策は重要であることから、従来から報告していただいているインフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告と同様に、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合等の院内感染事案が発生した場合には、保健所感染症担当への報告をお願いします。

1 報告基準

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、保健所予防課まで報告をお願いします。

- | |
|---|
| (1) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎の感染症については、症状を発症した方が、10 名以上または全利用者の半数以上となり、かつ、院内感染が否定できない場合（確定診断の有無は問わない） |
| (2) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・感染性胃腸炎の感染症による死亡者が発生した場合 |
| (3) その他重大な院内感染発生時 |

2 報告様式

インフルエンザ・新型コロナ等感染症（疑い含む）	様式 1
ノロウイルス等の感染性胃腸炎（疑い含む）	様式 2

3 報告時期及び方法

「報告基準」に該当することが判明次第、早めに（土日祝の場合は翌開庁日中）に報告してください。

保健所への報告は、「ファクス」または「電子メール」にてお願いします。

4 その他 報告様式は、姫路市ホームページに掲載していますのでダウンロードしてご使用ください。

問い合わせ先

姫路市保健所 予防課 感染症担当

Tel : 079-289-1721

Fax : 079-289-0210

Mail : hokensho-boeki@city.himeji.lg.jp

